

## 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正（案）からの変更点

(下線部分は修正部分)

## ○知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月28日公正取引委員会）

成案	原案
<p>第3 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方 (略)</p> <p>1 私的独占の観点からの検討 (略)</p> <p>(1) 技術を利用させないようにする行為 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 一般に、規格を策定する公的な機関や事業者団体（以下「標準化機関」という。）は、<u>規格の実施に当たり必須となる特許等</u>（以下「<u>標準規格必須特許</u>」という。）の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるために、<u>標準規格必須特許のライセンスに関する取扱い等</u>（以下「<u>I P Rポリシー</u>」という。）を定めている。<u>I P Rポリシー</u>では、通常、規格の策定に参加する者に対し、<u>標準規格必須特許の保有の有無及び標準規格必須特許を他の者に公正、妥当かつ無差別な条件</u>（このような条件は、一般に「<u>F R A N D</u>（fair, reasonable and non-discriminatory）条件」と呼ばれている。また、<u>標準規格必須特許を有する者がF R A N D条件でライセンスをする用意がある意思</u>を標準化機関に対し文書で明らかにすることは、<u>一般に「F R A N D宣言</u>」と呼ばれている。）でライセンスをする用意がある意思を明らかにさせるとともに、<u>F R A N D宣言</u>がされない場合には当該標準規格必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討する旨が定められている。<u>F R A N D宣言</u>は、標準規格必須特許を有する者には、標準規格必須特許</p>	<p>第3 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方 (略)</p> <p>1 私的独占の観点からの検討 (略)</p> <p>(1) 技術を利用させないようにする行為 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 一般に、規格を策定する公的な機関や事業者団体（以下「標準化機関」という。）は、<u>規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許等</u>（以下「<u>必須特許</u>」という。）の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるために、<u>必須特許のライセンスに関する取扱い等を定めた文書</u>（<u>I P Rポリシー</u>）において、当該規格の策定に参加する者に対し、<u>必須特許（出願中のものを含む。）の保有の有無及び当該必須特許を他の者に公正、妥当かつ無差別な条件</u>（このような条件は、一般に「<u>F R A N D</u>（fair, reasonable and non-discriminatory）条件」と呼ばれている。また、<u>必須特許〔出願中のものを含む。〕を有する者がF R A N D条件でライセンスをする意思</u>を標準化機関に対し文書で明らかにすることは、「<u>F R A N D宣言</u>」と呼ばれている。）でライセンスをする意思を明らかにさせるとともに、<u>当該宣言がされない場合には当該必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討する旨を定めている</u>。これにより、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者は、<u>F R A N D条件で全ての必須特許を利</u></p>

成案	原案
<p>の利用に対して相応の対価を得ることを可能とすることによって、また、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者には、標準規格必須特許をF R A N D条件で利用することを可能とすることによって、規格に係る技術に関する研究開発投資を促進するとともに、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資を促進するものである。</p>	<p>用できることから、積極的に当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資を行うことができる。</p>
<p>このようなF R A N D宣言をした標準規格必須特許を有する者が、F R A N D条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、F R A N D宣言を撤回して、F R A N D条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とすることにより、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する場合がある。上記については、自らF R A N D宣言をした者の行為であるか、F R A N D宣言がされた標準規格必須特許を譲り受けた者の行為であるか、又はF R A N D宣言がされた標準規格必須特許の管理を委託された者の行為であるかを問わない（後記第4-2(4)の場合も同様である。）。</p>	<p>また、必須特許は、規格で規定される機能及び効用の実現に必須なものであり、広く普及している規格を採用した製品の市場においてその利用は不可欠である。</p> <p>このような状況において、F R A N D宣言をした必須特許を有する者が、F R A N D条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、当該必須特許の対象となる技術を含む規格が策定された後に、F R A N D宣言を撤回し、F R A N D条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する。</p>
<p>F R A N D条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かは、ライセンス</p>	<p>上記については、規格の策定時に必須特許を有する者の行為であるか、規格の策定後に必須特許を譲り受けた者の行為であるか、又は必須特許の管理を委託された者の行為であるかを問わない。</p> <p>なお、F R A N D宣言に反する必須特許の権利行使が広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであることに照らせば、F R A N D条件でライセンスを受ける意思を有す</p>

成案	原案
<p>交渉における両当事者の対応状況（例えば、具体的な標準規格必須特許の侵害の事実及び態様の提示の有無、ライセンス条件及びその合理的根拠の提示の有無、当該提示に対する合理的な対案の速やかな提示等の応答状況、商慣習に照らして誠実に対応しているか否か）等に照らして、個別事案に即して判断される。</p>	<p>る者ではないとの認定は個別事案に即して厳格になされるべきである。</p>
<p>なお、ライセンスを受けようとする者が、標準規格必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は、商慣習に照らして誠実にライセンス交渉を行っている限り、F R A N D 条件でライセンスを受ける意思を有することを否定する根拠とはならない。</p>	<p>したがって、例えば、ライセンス交渉の相手方が、一定の交渉期間を経てもライセンス条件の合意に至らなかった場合に、裁判所又は仲裁手続においてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、F R A N D 条件でライセンスを受ける意思を有する者とみられる。また、ライセンスを受けようとする者が必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は、F R A N D 条件でライセンスを受ける意思を否定する根拠とはならない。</p>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)
第4 不公正な取引方法の観点からの考え方	第4 不公正な取引方法の観点からの考え方
1 (略)	1 (略)
2 技術を利用させないようにする行為 (略)	2 技術を利用させないようにする行為 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 前記第3の1(1)才において述べた、F R A N D 宣言をした標準規格必須特許を有する者が、F R A N D 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、F R A	(4) 前記第3の1(1)才において述べた、F R A N D 宣言をした必須特許を有する者が、F R A N D 条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、当該必須特許の対

成案	原案
<p>ND宣言を撤回して、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とすることにより、当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し、又はその競争機能を低下させる場合がある。</p>	<p>象となる技術を含む規格が策定された後に、FRAND宣言を撤回し、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、<u>一般に、広く普及している規格</u>を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し、又はその競争機能を低下させることにより、当該規格を採用した製品の市場における競争に悪影響を及ぼし、公正競争阻害性を有することとなる。</p>
<p>当該行為は、当該製品の市場における競争を実質的に制限するまでには至らず私的独占に該当しない場合であっても<u>公正競争阻害性を有するときには</u>、不公正な取引方法に該当する（一般指定第2項、第14項）。</p> <p><u>なお、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かの判断についての考え方は、前記第3-1(1)才において述べたとおりである。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>したがって</u>、当該行為は、当該製品の市場における競争を実質的に制限するまでには至らず私的独占に該当しない場合であっても、不公正な取引方法に該当する（一般指定第2項、第14項）。</p> <p>3～5 (略)</p>